

霧島市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領

令和3年1月21日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）その他国土交通省告示において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適合性判定 法第11条第1項及び法第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 軽微な変更 規則第5条に規定する変更をいい、次に掲げるものをいう。
 - ア 省エネルギー消費性能の評価に影響しない記載事項等の変更
 - イ 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
 - ウ 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定範囲内でエネルギーの消費性能を低下させる変更
 - エ 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更
- (3) 完了検査 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第4項及び同法第18条第21項の規定により実施する検査をいう。

(適合性判定)

第3条 適合性判定を受けようとする者は、規則第1条又は規則第2条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一次エネルギー消費量の算出対象とする建築物の部分)

第4条 建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (5) 算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機

(軽微な変更に関する証明の申請)

第5条 規則第13条に規定する軽微な変更（第2条第2号エに規定するものに限る。）に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微な変更証明申請書（第1号様式）の正本及び副本に規則第4条に定める書類（変更計画書の様式は除く。）を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、建築物エネルギー消費性能基準に適合するときは、当該申請者に対し軽微な変更証明書（第2号様式）を交付するものとする。

（基準適合命令等）

第6条 市長は、法第13条第1項に規定する命令を行うときは、同項に規定する建築主に対し、基準適合命令書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、法第13条第2項に規定する要請を行うときは、同項に規定する国等の機関の長に対し、基準適合要請書（第4号様式）により通知するものとする。

（報告の徴収）

第7条 法第15条第1項に規定する建築主による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関する報告は、適合状況報告書（第5号様式）によるものとする。

（完了検査）

第8条 建築基準法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知をしようとする者（法第11条第1項に定める特定建築行為を行う建築物に限る。）は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号及び第5号に掲げる書類

（2） 軽微な変更を行った場合には、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第6号様式）

（3） 軽微な変更（第2条第2号エに規定するものに限る。）を行った場合には、軽微な変更証明書（第2号様式）

（4） 霧島市建築基準法施行細則（平成19年霧島市規則第27号。）第28条の3に定める様式

（適用除外の認定申請）

第9条 法第20条第2号に基づく令第4条第2項第4号及び第5号に定める認定の申請をしようとする者（以下「適用除外認定申請者」という。）は、適用除外認定申請書（第7号様式）の正本1部及び副本1部に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（以下「適用除外認定申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

（1） 建築基準法第3条第1項第3号の指定を受けた建築物 指定を受けたことを証する書面の写し、配置図、平面図、立面図、仕上げ表（内部及び外部）、断面図、設備の配置と仕様が分かる図面

（2） 建築基準法第3条第1項第4号の認定を受けた建築物 認定を受けたことを証する

書面の写し、配置図、平面図、立面図、仕上げ表（内部及び外部）、断面図、設備の配置と仕様が分かる図面

（適用除外の認定）

第10条 市長は、適用除外認定申請書等の内容が建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして認める場合は、認定通知書（第8号様式）に適用除外認定申請書の副本を添えて、適用除外認定申請者に通知するものとする。

2 市長は、適用除外を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書（第9号様式）を適用除外認定申請者に通知するものとする。

（適用除外認定申請者の努力）

第11条 適用除外認定申請者は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（台帳の整備）

第12条 市長は、適合性判定を受けた建築物の台帳を整備し、判定等に関する事項を記録しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要領によるもののほか、適合性判定の事務処理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月14日告示第127号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和6年1月5日告示第1－1号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第65号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領は、この告示の施工の日（以下「施行日」という。）後に着工した建築物について適用し、施行日前に着工した建築物については、なお従前の例による。

3 この告示の施工の際現に改正前の霧島市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。